Info 1

空き家のことでお悩みの皆さんへ

空き家無料相談会を開催します

不動産取引の専門家「宅地建物取引士」による空き家相談会を実施します。空き家を相続したけれど売却したい、もしかしたら将来、実家が空き家になるかもしれないなど、空き家に関する悩みを相談してみませんか。

問い合わせ　都市計画課住宅建築係（☎35-0957）

■日時
10月21日（土）　午後1時～5時

■会場
菊川市役所小笠支所会議室棟

■対象
市内にある空き家について、以下に当てはまる人
①現在、空き家を所有または管理をしている
②空き家の法定相続人となっている
③将来、相続などで空き家を取得する可能性がある
④現在住んでいる家が、将来空き家になる可能性がある

■定員
6人 ※完全予約制

■申込期間
10月2日（月）～10月13日（金）

■申込方法
都市計画課に電話で申し込み

■注意事項
①1件あたりの相談時間は30分です。
②相談会当日は、登記簿謄本や固定資産税納税評価通知書があると便利です（なくても相談は可能です）。
③この相談会は、相談者本人が所有や管理をしている人または、将来所有や管理をする予定がある人を対象に行うもので、空き家などの苦情や陳情を受ける機会ではありません。
④同様の相談会を令和6年2月ごろにも開催予定です。詳細が決まり次第、市ホームページ（右記）や市公式SNSでお知らせします。

空き家は個人の財産であり、維持管理は所有者の責務です。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、所有者や法定相続人は、早めに相談し、適切な管理方法を知っておきましょう。

Info 2

浄化槽を使用している皆さんへ

浄化槽を正しく維持管理しましょう

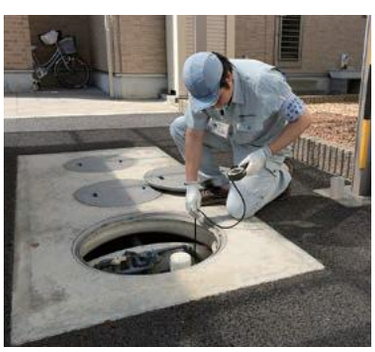

浄化槽は、家庭などから出る生活排水をきれいにして海や川など地域の水環境を守る大切な装置です。浄化槽は不具合があると排水をきれいにできないばかりか、悪臭や害虫の発生原因となります。清掃、保守点検、法定検査を必ず実施し、使った水をきれいな状態で自然に返しましょう。

問い合わせ　下水道課庶務係（浄化センター内☎35-0933）

■浄化槽を使用する人は3つの義務を守りましょう

①清掃（頻度：年1回以上）
浄化槽内にたまった汚泥やスカムなどの引き抜き
問 菊川地域：（有）菊川生活環境センター☎35-4495
小笠地域：（有）小笠衛生 ☎73-2352

②保守点検（頻度：家庭用は年3回～4回以上）
浄化槽の点検、付帯設備の調整・修理、消毒剤の補充など
問 各家庭で契約している保守点検業者

③法定検査（頻度：年1回）
外観検査、書類検査、水質検査による浄化槽の健康診断
問 一般社団法人 静岡県生活科学検査センター
☎054-621-5030

※各頻度は処理方式によって異なります。
※詳細は、県ホームページ（右記）をご覧ください。

し尿や浄化槽汚泥が肥料に生まれ変わります！

リサイクル肥料のご案内

菊川市、御前崎市、掛川市、牧之原市で構成する東遠広域施設組合は、循環型社会構築を目指し、し尿汚泥から肥料を生産しています。家庭や事業所から排出されたし尿や浄化槽汚泥が肥料へ生まれ変わり、野菜や果樹、園芸などに幅広く使用されています。

1袋（10kg以上）50円で配布しています。気軽に下記へ問い合わせください。

※肥料の受け取りには事前に連絡が必要です。

問 東遠広域施設組合
（御前崎市池新田9035、☎0537-86-2043）

肥料名：グリーングロースT
※農林水産省に一般肥料として登録された商品です。